

事例で読み解くアセス の効果(役割)

「アセスに関わって地域を良くしよう！」

環境アセスメント学会

はじめに

事例で読み解くアセスの効果(役割)

- ・実際の環境アセスメント(本冊子では「アセス」という。)がどのように行われ、アセス図書がどのように作られ、関係者がどのように行動し、その結果どうなったかを知ることによってアセスが果たす役割をより深く理解することができます。
- ・本冊子では、具体的なアセス実施事例を読み解き、その教訓から学び取れるアセスが社会に果たす役割とそれが機能するための考え方を示します。
- ・今後、こうした考え方を踏まえ、アセスが適切な役割を果たすことを通じて、様々な事業や計画にしっかりと環境保全が組み込まれ、持続可能な社会づくりに貢献できることを期待します。

この冊子の目的:

1. 産学官民が集まった環境アセスメント学会として、本来あるべき環境アセスメントの理解・普及・発展を図る。
2. 環境アセスメントに携わる事業者、実務者、行政担当者、環境審査会メンバーなどの専門家、市民・NGOに基本的な情報を示す。
3. 環境を学ぶ学生の学習資料としての役割も果たす。
4. 冊子に対する意見も期待する。それを踏まえて、内容の充実を図る。

目次

はじめに

1. 藤前干潟(1)～(3) 1
2. 愛・地球博(1)～(3) 7
3. 都心部開発事例(1)～(3) 13
4. 調査、予測、評価に取り組む姿勢 19
5. ステークホルダーとの交流が生み出すコミュニケーション・ 21
6. 環境アセスメントが機能し、効果的な
意思決定につながるための体制・・ 23
7. 地域や社会の持続可能性に果たす役割 25
8. アセスに関わって地域を良くしよう！ 27

1. 藤前干潟(1)

■藤前アセスとは

- ・「名古屋市港区地先における公有水面埋立及び廃棄物最終処分場設置事業に係る環境影響評価」のことです。
- ・当時の名古屋市は、市外に所有する最終処分場の容量が逼迫する中、自区内処理を原則として、名古屋港の藤前地先の干潟に最終処分場を整備する計画を策定していました。
- ・アセス手続きは、公有水面埋立事業と廃棄物最終処分場設置事業とが複合したもので、3つのアセス手続き(閣議要綱・愛知県要綱・名古屋市要綱)が一体のものとして進められました。

■事業特性

- ・公有水面埋立面積46.5ha
- ・管理型一般廃棄物処分場(埋立容量約400万 m^3)

■地域特性

- ・藤前干潟(図1-1)は、埋め立てられずに残っていたため、生態系が豊かで、環境庁調査(1993年)ではシギ・チドリ類が7,000羽以上確認されるなど、わが国固有数の渡来地でもありました。

■藤前アセスの特徴

- ・鳥類については、市民の観察活動によるチェックを背景に、詳細な調査が行われました(図1-2)。
- ・市要綱に基づき住民に限定しない意見聴取が行われ、準備書への60通の意見書のうち、国外からも20通が寄せられました。
- ・市の審査委員会は全員一致を原則に徹底審議し、全25回開催され、毎回会議終了後に記者会見が行われました。



図1-1：藤前干潟

環境省中部地方環境事務所ホームページより

■アセス図書(準備書・評価書)はどうだったか

- ・国における環境影響評価法(1997年6月成立)の制定の動きと同時進行する形で手続きが進められました(表1-2(p.⑥参照))。
- ・法制化の過程では、スコーピング(絞込み)、予測の不確実性、項目間の関係の検討などが重視されていました。
- ・藤前アセスでは、図1-2のように、シギ・チドリの24時間の行動を調べるなど、鳥類では重点的な調査が行われました。
- ・しかし、予測の不確実性に関する記述はありませんでした。
- ・また、底生生物が9トン減少する予測結果や、建設工事の騒音などが、それぞれ鳥類に与える影響などは考慮されませんでした。
- ・準備書段階では市民意見や審査会から厳しく指摘されました。

■活発な情報交流

- ・「藤前干潟を守る会」を中心に観察活動に基づいた意見が提出され、メーリングリストを使った情報共有が図られました。
- ・同会が作成した干潟の底生生物の役割をわかりやすく示したイラスト(図1-3)は多くの市民の理解を促したと言われています。
- ・審査会による公聴会は公述人が10人となり、当初予定の1回で終わらず、市長判断で3回にわたって開催されました。

■評価はどうなった

- ・審査委員会は、準備書の「影響は小さい」との記述を否定し、「影響は明らかである」と指摘しました。
- ・評価書には「影響は少なくない」とした上で、人工干潟による代償措置を加えました。

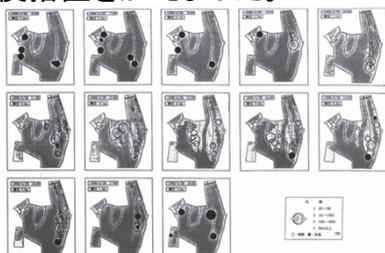


図1-2：時間変化に着目したシギ・チドリ類の調査

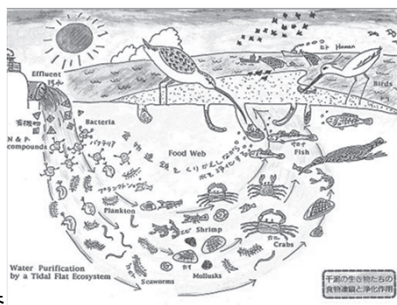


図1-3：市民団体による干潟の機能の説明

1. 藤前干潟(2)

■ 公有水面埋立て免許をめぐる

- ・名古屋市は、人工干潟による代償措置を盛り込んで、運輸省(当時)に対して公有水面埋立免許を出願しました。
- ・市民団体は代償措置は自然破壊であると批判し、ごみ減量対策が不十分として計画そのものの見直しを求めました。
- ・市議会が免許に同意する議案を可決したことに対して、市民団体は住民投票条例に基づき署名10万人余の直接請求を提出しました。

■ 環境庁(現環境省)の関与

- ・環境庁は公有水面埋立手続きからの直接関与となりました。
- ・環境庁は、県・市に対して、以下の見解を示しました。
 - ①代償措置の前に代替案の検討が必要。
 - ②環境の質の高い場所での代償措置は通常考えられない。
 - ③代償措置を実施する場所としては藤前干潟は極めて不適切。
 - ④技術を過大に信頼した不適切な試み。
 - ⑤人工干潟の実験は、生態学的評価もなく大規模な実験を行うこととなり、非常識の謗りを免れない。

■ 事業断念

- ・市長は埋立を断念し、廃棄物処分場の代替地検討に専念することを表明しました。

表1-1: 名古屋市におけるごみ処理量等の推移

年度		1998	2001	2007	2016
ごみ処理量	万トン	99.7	73.5	68.3	61.5
	指数	100.0	73.7	68.5	61.7
資源分別量	万トン	14.0	33.2	39.1	28.7
	指数	100.0	237.1	279.3	205.0
埋め立て量	万トン	26.1	12.0	10.2	5.1
	指数	100.0	46.0	39.1	19.5

注: 名古屋市環境局『名古屋ごみレポート'17』(2018年1月)より作成

■ 地域政策に与えた影響

- ・市は、「ごみ非常事態宣言」を発して、市民にごみ減量と徹底した分別を呼びかけました。
- ・市民はこれに呼応し、ごみ処理量や資源分別量、埋立量は大きく減少しました(表1-1)
- ・藤前干潟は、国指定鳥獣保護区に指定され、ラムサール条約にも登録されました。環境省は稲永ビジターセンターと藤前活動センターを開設しました。
- ・反対運動を担った「藤前干潟を守る会」は両センターの指定管理者となり、干潟を守った運動の資料も展示しています(写真)。
- ・市は、藤前保全をアピールし、2つの国際会議(生物多様性条約第10回締約国会議、ESDの10年最終年会合)の会場となり、環境政策先進自治体としてのステイタスを発信しました。

写真上：
稲永ビジターセンター入口



写真下：
藤前干潟を守った市民運動
の資料展示コーナー



1. 藤前干潟(3)

■ アセスが果たした役割

- ・市要綱の先取的な情報交流の規定と運用は、アセスにおける情報交流の機能を発揮させました。
- ・専門家集団である市審査会が議論を尽くし、全員一致を原則に、会合ごとに記者会見する取組みは、準備書の問題点を明確にし、評価の見直しを導きました。
- ・アセスの情報交流における論点の絞り込み(スコーピング)において、市民活動による調査・観察活動の蓄積が活かされました。この蓄積の背景には、早い時期から整備されていた県・市による充実した観察施設の存在があったといえます(写真)。
- ・公有水面埋立手続きにおいて関与することとなった環境庁は決定的な役割を果たしましたが、事業化段階でのアセスにおいて、市民や専門家が懸命に取り組んだことにより、大きく局面を変えた事例でもあります。
- ・本事例は、結果としてアセスによって、地域政策を転換する契機となりました。アセスは、科学的な調査に基づいた情報交流の機会を提供することで、政策判断に大きな力を発揮することが示されました。
- ・ここから得られる教訓として、日常からの市民参加による調査・観察が蓄積される取組みは重要であることが認識されました。



写真: 名古屋市野鳥観察館(稲永公園)内と観察記録が書かれた黒板(右)

表1-2: 藤前アセスをめぐる経緯

年月	事業者	アセス手続き	地域の動き	制度など
1971. 2				ラムサール条約制定
1975. 4			弥富野鳥園(愛知県)開設	
1975.12				ラムサール条約発効
1979. 4				名古屋環境影響評価指 導要綱
1980.10				ラ条約国内効力発生
1981. 7	名古屋港湾計画改定(藤前地先105haを廃棄物処分場埋立)			
1984. 8				閣議決定環境影響評 価実施要綱
1985. 4			野鳥観察館(名古屋市)開設	
1986. 3				愛知県環境影響評価 指 導要綱
1987. 2			名古屋港の干潟を守る連絡会	
1991. 6			藤前干潟を守る会10万人署名	
1992. 3	名古屋港湾計画改定(埋立面積を52haに縮小)			
1993.11				環境基本法制定
1994. 1		環境影響評価手続き開始(市入手の土地46.5haを対象)		
1996. 7		準備書(環境への影響は小さいと記述)		
1996. 9		意見書60通(国外より20通)		
1997. 2		見解書		
1997. 3	南陽工場(焼却工場)完成			
1997.5-8		公聴会(3回開催)		
1997. 6				環境影響評価法成立
1997.12				基本的事項告示
1998. 3		名古屋市審査委員会意見(環境への影響は明らか)		
1998. 7		愛知県審査委員会意見(環境への影響が想定される)		
1998. 8		評価書(環境への影響は少ない。代償措置の追記)		
1998. 8	公有水面埋立免許出願			
1998. 9			免許への反対意見62通	
1998.10			名古屋市議会同意可決 住民投票条例直接請(108,000人 署名)	愛知県環境影響評価 条例制定
1998.12			環境庁自然保護局計画課長「公 式見解」発言	名古屋市環境影響評 価条例制定
		環境庁環境影響審査室「見解」		
1999. 1	名古屋市長埋立断念を表明			
1999. 2	名古屋市長「ごみ非常事態宣言」			
1999. 6				県・市環境影響評価 条例施行
2002.11			国指定鳥獣保護区、ラムサール条約登録	
2005. 3			稲永ビクターセンター&藤前活動センター開設	
2010.10			生物多様性条約第10回締約国会議	
2014.11			「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」の最終 年会合	

2. 愛・地球博(1)

■愛・地球博の環境アセスメント(万博アセス)とは

- ・2005年日本国際博覧会(愛・地球博)の開催に向けた会場整備のために実施された環境影響評価です。愛・地球博は愛知県長久手町、豊田市、瀬戸市(当時)を会場とし、2005年3月～9月(185日)の期間で「自然の叡智」をテーマに開催され、二千万人超が来場しました。
- ・都市に隣接する里山を会場として構想されたことから、アセスを実施しました。環境影響評価法の制定、施行の時期でもあり、21世紀の新しいアセスのモデルとして位置づけられました。アセスの途中で会場予定地が変更されたこともあり、そのアセス図書は約30冊、合計1万ページにのぼるものとなりました。

■事業特性(会場計画I案)

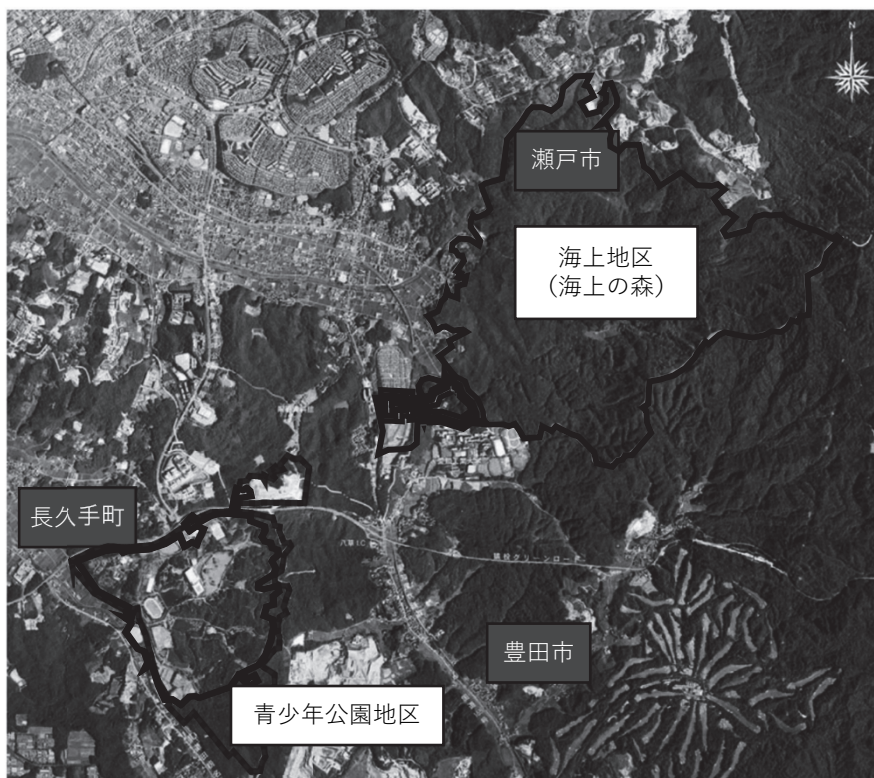
- ・瀬戸市南東部の里山丘陵地の会場用地開発(540ha)
- ・想定入場者数2,500万人の国際博覧会の会場建設
- ・会場は万博後に住宅市街地開発事業(6,000人規模)及び都市計画道路を予定

■地域特性

- ・従前から薪炭林などとして利用されてきた里山環境
- ・「海上(かいしよ)の森」とよばれ、オオタカやフクロウ等の生息に加え、シデコブシの自生個体群も存在

■万博アセスの実施に向けての検討

- ・通産省(現経済産業省)は「2005年の国際博覧会に係る環境影響評価手法検討委員会」を設置しました。
- ・上記の特性を踏まえた検討の結果、博覧会アセス要領「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領」を策定しました。
 - ▶環境影響評価法の趣旨を先取りするモデルを示す。
 - ・博覧会理念「人と自然の共生」の実現に資するアセス
 - ・会場計画と連動したアセスを導入
 - ・長期的な地域整備事業の環境影響評価との連携を図る幅広い意見聴取を実施



- 1999年1月会場計画検討案(会場計画I案)
 面積: 約540ha
 想定入場者数: 2,500万人
- 1999年9月会場計画検討案(会場計画II案)
 面積: 海上地区 約540ha、青少年公園地区等 約220ha
 想定入場者数: 2,500万人
- 2001年12月2005年日本国際博覧会基本計画(基本計画)
 面積: 海上地区 約15ha、青少年公園地区 約158ha
 想定入場者数: 1,500万人

図2-1: 環境配慮による会場計画の変遷(出典: 博覧会協会(2005)一部改)

2. 愛・地球博(2)

■ 誘致・方法書段階

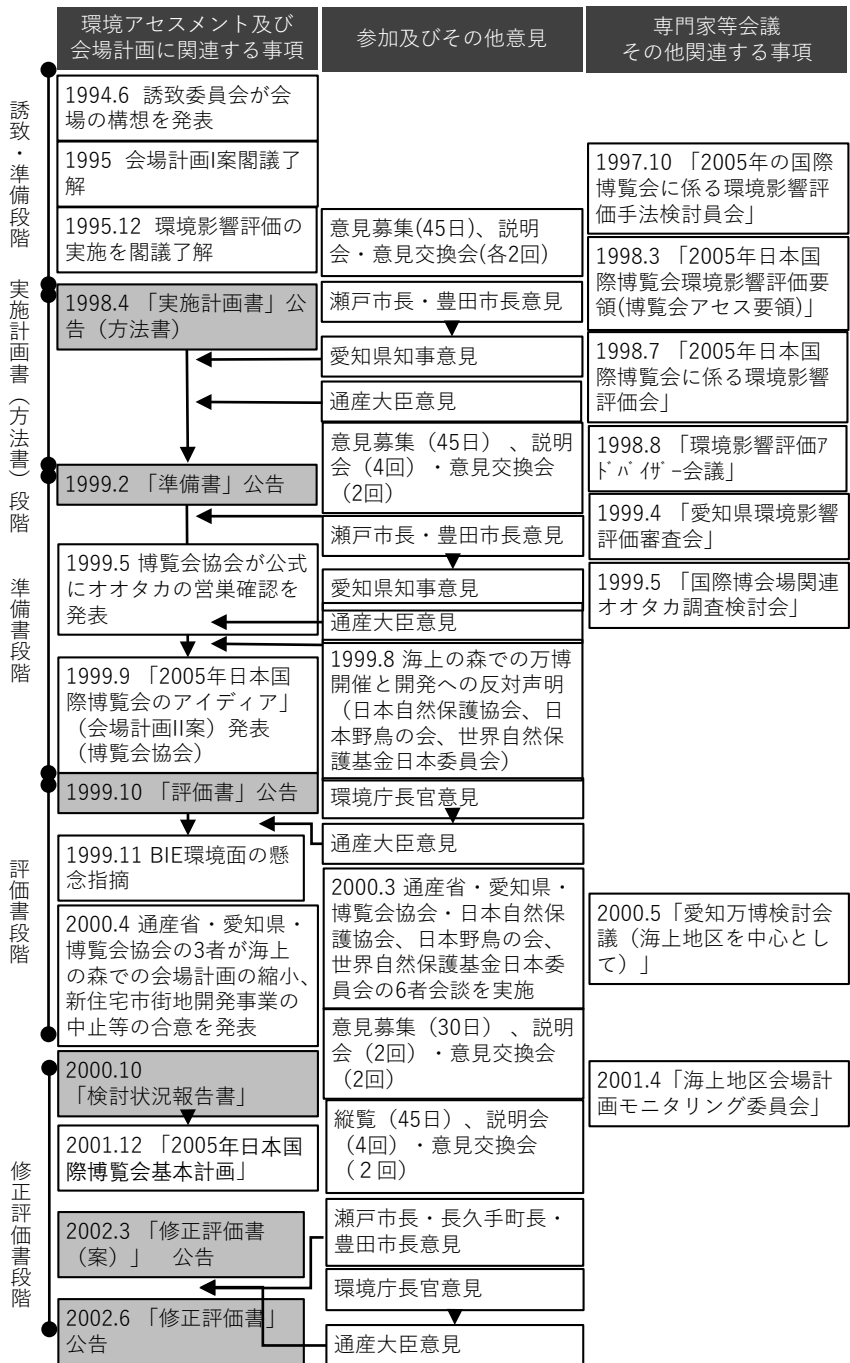
- ・会場計画Ⅰ案は、愛知県、名古屋市、地元経済界の合意によって、名古屋都心からの距離、地域の将来ビジョンの存在、交通基盤整備計画の存在、用地取得の見通しをもとに、瀬戸市南東部の里山「海上(かいしよ)の森」が選定されました。
- ・方法書に対して、会場候補地でのオオタカ営巣の指摘と候補地の再検討を求める意見が提出されるも、博覧会協会は「現在の会場候補地を基本とする。」とし、変更はなされませんでした。

■ 準備書段階

- ・準備書公告後、博覧会協会はオオタカの営巣確認を発表し、県とともに「国際博会場関連オオタカ調査検討会」を設置しました。
- ・日本自然保護協会、日本野鳥の会、世界自然保護基金日本委員会(自然保護3団体)らは、「海上の森での万博開催と開発への反対声明」を発表しました。また、準備書に対して、日本生態学会自然保護専門委員会から「動物・植物・生態系に係る環境影響の回避・低減が不十分。「計画」を根本的に見直すことを強く求める。」とする意見書が提出されました。
- ・こうした海上の森の保全についての議論の高まりを受け、博覧会協会は海上の森に加えて既存の青少年公園を会場に含む会場計画Ⅱ案を発表しました。

■ 評価書・修正評価書段階

- ・評価書の公告後、BIE(国際博覧会協会事務局)が環境面の懸念を指摘しているとの報道がありました。
- ・これを受け、通産省、愛知県、博覧会協会、自然保護3団体の6者会談を通じ、海上の森での計画縮小と新住宅市街地開発事業の中止が合意されました。
- ・この結果、新たな「基本計画」が策定され、これに対応したアセスが実施され、「修正評価書」が公告されました。



2. 愛・地球博(3)

■ 地域政策に与えた影響

- ・会場候補地検討の際に海上の森の保全において中心的役割を担った会議「愛知万博検討会議」について、愛知県は後継組織として「里山学びと交流の森検討会」を立ち上げました。
- ・同会は、「海上の森を大切に思い参加に意欲のある人なら誰でも加われる組織に」、「海上の森を巡る過去をのりこえ、新しい里山づくりを目指す」との趣旨で「NPO法人 海上の森の会」となりました。
- ・現在も愛知県と地域の協働によって、海上の森の調査、保全、整備、活用そして普及啓発や市民への学習機会の提供といった多岐にわたる役割を担う組織として活動しています。

■ アセスの果たした役割

- ・アセスを情報交流のプラットフォームとして、複数の専門家会議（図2参照）が設置され、海上の森の自然環境の価値が評価されることで、海上の森保全の結論が導かれました。
- ・アセスを通じて、海上の森に関する様々な環境情報、管理・保全のノウハウ、人的ネットワークが形成され、維持管理の枠組みと担い手が形成されました。
- ・海上の森のシデコブシの保全では、遺伝子多様度の低下および遺伝的関係性の単純化を回避するという保全方針が採用されるなど、事業者の積極的な姿勢と工夫によって、環境影響の新たな予測・評価技術が開発されました。
- ・アセスの結果、里山が保全され、それを管理する枠組みが形成されることで、事業後の地域社会と自然環境の持続的なマネジメントに寄与したと考えられます。
- ・このケースでは結果として評価書段階で大幅な事業計画の変更を行いました。方法書段階、準備書段階での指摘を十分認識し、早い段階で対処することが重要であるという教訓が得られます。

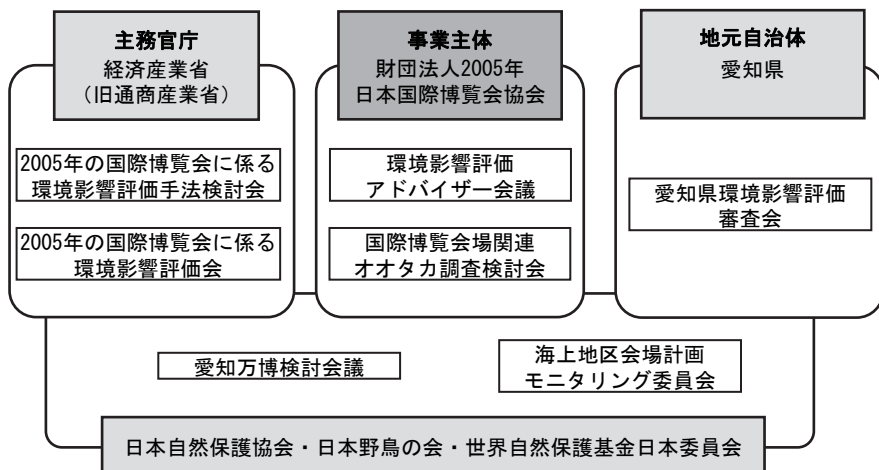


図2-2 アセスで役割を果たした専門家会議等



里山サテライト(愛称:かたりべの家)。休憩施設と体験学習施設を兼ね備える。体験型イベントなどの時に拠点として利用され、通常は散策者に開放されている。この地にあった古民家を再生利用しており、ボランティア団体との協働で整備された。



あいち海上の森センター(本館)。森の木々に囲まれるような佇まいで景観に調和している。里山に関する学習と交流、調査情報機能の拠点。愛・地球博の瀬戸会場の施設の一部(瀬戸愛知県館)を改修して整備された。

図2-3 愛・地球博後に整備された海上の森にある環境保全の施設

3. 都心部開発事例(1)

- ・東京駅周辺では、東京都環境影響評価条例に基づき民間事業者により環境アセスメントの対象事業が数多く、かつ、集中して実施されています。本事例では、都市部開発事業に係るアセスを取り上げ、事業実施に伴う環境配慮の内容などを整理するとともに、地域への影響・効果を考察します。

■東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続き

- ・東京都では、1981年10月から「東京都環境影響評価条例」に基づいたアセス手続きを実施しています。
- ・1998年12月の条例改正で調査計画書に係る手続きが追加されました。
- ・2002年7月の条例改正で計画段階アセス手続きが追加されました。また、「都市再生特別措置法」の成立を受け、都市再生緊急整備地域における民間都市開発事業について、都市再生特別地区における事業、特に「高層建築物の新築」については、都市計画手続きに先行しつつ都市計画手続きと一部並行してアセス手続きを進めることや、過去の知見を活用し、あらかじめ調査項目の設定が可能となっています。
- ・2018年12月の条例改正により施設更新の手続きの明確化などがなされています。

■東京駅周辺におけるアセス実施事業

○位置と件数

- ・東京駅周辺における、東京都環境影響評価条例に基づくアセスの手続きを実施した事業 16件(2019年8月現在 途中対象外となった事業や手続き中の事業を含む)

3. 都心部開発事例(2)

■ 予測評価項目の選定状況

予測項目として選定されてきた項目は、大気汚染、騒音・振動、地盤、地形・地質、水環境、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、廃棄物、温室効果ガスでした。その後、2002年7月の条例改正以降は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財の7項目の中から選定されています。

【大気汚染】

・当初は一酸化炭素及び二酸化窒素でしたが、最近の環境の状況を受け、二酸化窒素と浮遊粒子状物質が対象となっています。

【騒音・振動】

・当初、供用後の関係車両の影響も対象でしたが、事業に伴う増分が僅かであり、最近では工事中のみが対象となっています。

【地盤・地形・地質】

・地下掘削工事の際に遮水性の高い山留壁を透水性の低い層まで施工し、地下水の流入を防ぐ工法を採用することが一般的であり、現在は予測評価の対象外となっています。

【廃棄物・温室効果ガス】

・条例改正に伴い特定の地域において予測評価の対象外となっていますが、上位計画等に則った配慮事項や、関係法令に基づいて適切な手続き等を行う旨を記載しています。

【日影・電波障害・風環境・景観】

・建築物のボリュームに関する4項目は、すべての物件で工事完了後の予測評価項目に選定しています。

【史跡・文化財】

・近傍に史跡・文化財が存在する場合に選定しています。

■実施案件の説明会・都民意見の状況

- ・評価書案説明会は2回実施されることが多くなっています。
- ・都民の意見を聴く会は、2002年の条例改正以降は約半数で実施されています。

案件番号	評価書案説明会／見解書説明会	都民意見書 (調査、評案、見解)	都民の意見を聴く会 (旧称：公聴会)
176	12回、385人／9回、157人	－、 1件、 7件	公述人6人、傍聴人55人
188	14回、310人／9回、121人	－、 3件、 1件	(開催せず)
195	8回、149人／5回、59人	－、 2件、 1件	(開催せず)
197	5回、201人／4回、105人	－、 2件、 0件	(開催せず)
200	8回、 97人／－	－、 0件、 －	(開催せず)
220	2回、134人／－	0件、 0件、 －	(開催せず)
228	2回、168人／－	6件、 6件、 －	公述人2人、傍聴人18人
237	1回、127人／－	－、 2件、 －	(開催せず)
255	2回、151人／－	－、 2件、 －	(開催せず)
270	2回、103人／－	－、 1件、 －	公述人6人、傍聴7人
315	2回、(都HP記載なし)／－	－、 0件、 －	(開催せず)
326	2回、115人／－	－、 2件、 －	公述人2人、傍聴12人
327	2回、 89人／－	－、 3件、 －	公述人2人、傍聴14人
330	2回、(都HP記載なし)／－	－、 2件、 －	(開催せず)
337	2回、107人／－	－、 1件、 －	公述人10人、傍聴27人
358	2回、 人／－	(手続中)	(手続中)

東京都ホームページの掲載情報を基に作成。2020年10月

http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/assessment/information/projects_list/index.html

■東京都環境影響評価審議会

- ・2つの部会にて事案を分担して審査し、その結果を総会に報告する形式となっており、平成29年度は、第一部会9回、第二部会9回、総会12回、合計30回の審議会が開催されています。

3. 都心部開発事例(3)

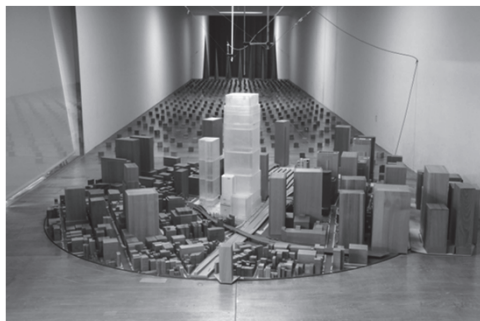
■風環境評価の例(案件番号330 大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業)

○現況調査

- ・事業予定地周辺の風の状況は、気象台が実施している測定結果(既存資料)により整理・解析しています。
- ・土地建物の状況を住宅地図及び現地踏査により把握し、近傍で計画されている大規模建築物は、先行するアセス図書等を確認しています。

○予測

- ・予測は、計画建築物(高さ約390m)を中心とした半径625mの範囲とし、風洞実験により風況の変化を解析しています。
- ・予測地点は、計画建物周辺の不特定多数の人が利用する歩道、広場等を選定しています。
- ・予測結果は、気象台における卓越風向に対する各予測地点での風速比と風向を組み合わせたベクトルで図示することや、各予測地点の風環境の予測結果をランク別に色別で図示することによりわかりやすく記載しています。



○環境影響の評価

- ・建物形状の工夫や常緑高木植栽等の環境保全対策を明らかにしています。
- ・風の変化の程度については、風速と風速の出現頻度の関係を領域分けして把握し、影響を評価しています。

■アセスの果たした役割

- ・東京駅周辺をはじめ都心部では多くの高層建築物に関するアセスが実施されています。
- ・アセスの対象となることで、評価書案の段階から環境保全措置が検討され、手続きを経て更なる環境配慮や環境保全措置の検討がされています。都心部の高層建築物の開発に際して、アセス制度が環境配慮を進める上でのプラットフォームとして機能し、左記に示した風環境対策のように地域の環境を保全しつつ事業が実施されることに繋がっているものと考えられます。
- ・この周辺には居住者が少ないものの、アセスを通じて、一定の関心と呼び、説明会への参加や意見書提出が行われています。その関心は、特定の対象項目に集中している傾向がみられます。

■今後、期待されるアセスの展開方向

- ・東京駅周辺のような都心部では比較的狭いエリアにおいて集中して個別アセスが実施されています。複数のアセス手続きが実施されていることから地域の環境データが蓄積され、その共有を図ることが可能です。
- ・比較的狭いエリアに事業が集中する場合は、それぞれの事業の影響が合わさって複合的な影響が生じるおそれがあります。そのため、行政等が戦略的環境アセスメント(SEA)の観点から、エリア全体の事業計画を対象としたアセス(複合的なアセス)を実施し、エリアの環境面の脆弱性と対策のポイントを明らかにすることが考えられます。
- ・この場合、対象エリア内における個別事業アセスについては、その脆弱性とポイントに重点をおいたメリハリのある環境影響評価の実施につながることが期待されます。

4. 調査、予測、評価に取り組む姿勢

■アセスにおける調査、予測、評価の役割

- ・効果的なアセスを実施するためには、どのような評価を行うか、その評価を得るためにどのような予測を行えばよいのか、その予測を行うためにどのような調査を行えばよいのかを考えることが重要です。様々な手法から最も適した手法を選択することが必要です。
- ・紹介した事例では、事業計画による環境要因と地域の環境要素から、必要な環境影響評価項目における調査方法等の重点化あるいは軽減化が行われました。事業者が真摯な態度でアセスに取り組もうとした姿勢が伺えます。

■藤前干潟での取り組み姿勢

- ・藤前干潟のケースでは、スコーピングの導入により、鳥類については調査方法(頻度及び内容)の重点化が図られました。これによる調査結果は、鳥類による干潟の利用を的確に示しており、市民や審査会が厳しい意見を出す根拠を与えるものとなりました。
- ・また、水質の予測結果を底生生物の予測に用いるなど、項目間の関連性に配慮した結果となっています。
- ・一方で、鳥類の餌としての底生生物の賦存量に対する評価については十分な考察がなされたとはいえず、批判を呼びました。

コラム 調査、予測、評価の姿勢について

■アセスに係る多くの技術指針において、標準的な調査・予測手法が示されていますが、事例からは、重点化・簡略化を行う重要性がわかります。

■調査・予測手法等については、事業による影響を的確に示す観点から、積極的に新しい技術を採用することも重要であることがわかります。

■評価については、調査・予測の結果を総合的にとらえ、環境保全の観点から十分な考察を行うことが求められます。

■ 愛・地球博での取り組み姿勢

- ・愛・地球博のケースでは、数年間をかけて幅広い生物や自然との触れ合いの調査を実施したことで、里山における生物多様性の豊かさを示すことができました。
- ・特に、事業者側の専門家で構成する「環境影響評価アドバイザー会議」や「国際博会場関連オオタカ調査検討会」などからの指摘を受け、アセスの調査においても多くの最新手法が試みられており、調査手法の重点化がなされました。
- ・例えば、オオタカの保全、シデコブシの保全に当たっては、生息・生育環境に着目し、環境影響の関連性について配慮しています。
- ・一方で、菌類(貴重なキノコ類)に対する調査手法が確立していないことから、主務大臣に対して助言を求めるなどの取り組みがみられ、これらの行為は、現在の環境影響評価法における主務大臣へ助言を求めることができる制度の原点となっています。

■ 都心部開発事例での取り組み姿勢

- ・都心部開発事例のケースでは、条例の改正に伴い、予測評価項目の軽減化が図られ、現在では大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財の7項目の中から必要な項目が選定されています。
- ・このためアセスに要する期間が概ね2年未満と短くなっています。
- ・例えば、大気汚染のうち、一酸化炭素については、環境基準が達成されていることを理由に、現在ではほとんどの案件で調査・予測・評価の対象となっておりません。
- ・このように、事業計画による環境要因と地域の環境要素からメリハリをつけたアセスを実施する仕組みとなっています。

5. ステークホルダーとの交流が生み出すコミュニケーション

■各段階における情報交流の状況

- ・ステークホルダーとの交流は、事業特性・地域特性やアセスの段階に応じて役割・方法が異なります。ここでは、3つの事例の情報交流の状況について示します。

【事業特性・地域特性】

- ・藤前干潟や愛・地球博は、自然を大きく改変する事業のため、情報交流を通じて、計画自体が大幅な変更を迫られることになりました。
- ・都心部開発事例では、高度に都市化された地区での事業のため、自然が少なく、居住者が少ない地域特性となっています。

【アセスの実施】

- ・藤前干潟や愛・地球博では、大きな争点となるような区域を利用する計画であることや、貴重な生物・生態系に関する指摘があり、調査をやり直すことにより、事業の計画やスケジュールに大きな影響を与えました。
- ・藤前干潟や愛・地球博では、審査委員会や検討会議において長期にわたって激しい議論が行われ、その結果、最終的な計画に至りました。
- ・この過程で、アセスにおける科学的な知見に基づいて議論がなされ、最終的な計画に活かされました。
- ・都心部開発事例では、情報交流は特定の項目に集中しました。

【事業の実施・供用】

- ・藤前干潟の結果はごみ非常事態宣言につながり、ごみ減量化が進みました。愛・地球博での結果は、あいち海上の森保全活用計画による市民の学習機会の提供につながるなど、アセスで培われた事業や地域との関係性が地域の環境に係る意識変化に大きく寄与しました。

■情報交流に関わる人々

- ・いずれのケースでも、事業者、行政、専門家・学識者、市民・NPOが関わっています。事業によって関わり方には濃淡がありますが、それぞれが役割を果たしました。

■情報交流の場

- ・藤前干潟での審査委員会（市が設置）、愛・地球博の検討委員会（博覧会協会が設置）といった会議体が情報交流にとって重要な役割を持ちました。また、電子情報が活用されました。

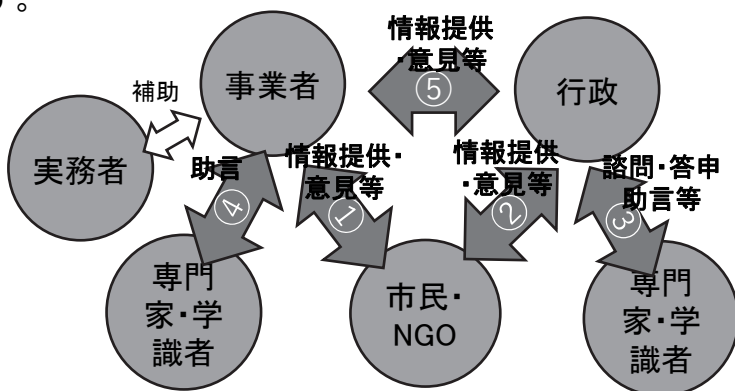
■情報交流に係る教訓

- ・早い段階で様々な意見を事業計画に取り込んでいくことが計画の手戻りを防ぐなど、事業を進めるうえで重要であることがわかります。
- ・藤前干潟や愛・地球博の事例では、審査委員会や検討委員会、事業者と市民・NPO等との情報交流を促す場として活用されています。
- ・情報交流の場として機能したのは、アセス図書が広くいきわたったこと、多大な回数の会議等を実施したこと、関係者が接触する時間が多く取れたことにより信頼関係が徐々に構築されていったことが要因と考えられます。
- ・藤前干潟や愛・地球博では、アセスプロセス自体が環境学習の機会となり、事業実施後の環境保全活動につながっています。
- ・都心部開発事例では、アセスの情報に触れることにより、ほかの企業の環境への取り組みに良い影響を与えることが期待できます。

6. 環境アセスメントが機能し、効果的な意思決定につながる

■アセスを通じた効果的な意思決定とは

- ・事業者は、アセスを通じて、事業等の情報を提供し、行政、市民・NGO、専門家・学識者など様々な人々から情報を収集し、事業実施に係る環境保全の実現や、事業のあり方等、事業計画に関する最終的な意思決定を行います。
- ・一般的なアセスを通じた意思決定に関わる体制図を以下に示します。



■事例に見る「意思決定」につながった「体制(大きな動き)」

- ・この図を用いて、前章に記載したアセスの事例において、事業実施に係る環境保全の実現や事業計画に係る意思決定につながった「体制(大きな動き)」について説明します。

■藤前干潟

- ・注目すべき大きな動きは、「活発な市民活動」と「行政における多くの委員会等の開催」です。

<p>①② ○数字は、体制図の⇒数字を示す</p>	<p>・市民は、アセスの手続き以外にも、様々な市民活動を行った。啓発活動、行政への働きかけ、観察会、10万人分の署名運動、インターネット利用による情報交流などが活発に行われた。</p>
<p>③</p>	<p>・市の審査委員会は答申までに25回開催され、公聴会は、当初1回から市長判断にて3回も開催された。</p>

ながるための体制

- ・このような動きを受け、評価書において人工干潟の代償措置が保全措置として新たに位置付けられ、公有水面埋立て申請がなされました。
- ・これに対して、住民団体は強く反発するとともに、環境庁も積極的に関与し、人工干潟は環境保全措置として不適切な試みと断じました。この結果、名古屋市は埋立ての事業計画を断念しました。

■愛・地球博

- ・注目すべき大きな動きは、「主務官庁、事業者、専門家・学識者による多様な会議の設置」です。

①～⑤	・通産省、愛知県、博覧会協会、日本自然保護協会、日本野鳥の会、世界自然保護基金日本委員会の6者による「愛知万博検討会議(海上地区を中心として)」が設置され、会場計画への合意形成がなされた。
③	・愛知県知事への答申を行った「県環境影響評価審査会」
④	・通産省に手法の提示・助言を行った「環境影響評価手法検討委員会」、事業者に専門的な助言を行った「環境影響評価アドバイザー会議」

- ・このうち、オオタカの営巣確認により、計画の根本的な見直しに対応するため設置された6者による愛知万博検討会議において、海上の森での計画縮小と万博開催後の新住宅市街地開発事業の中止が合意されました。
- ・これを受け、新たな会場計画が策定され、海上の森が保全された内容で修正評価書が作成されました。

■都市開発事例

- ・東京駅周辺など都市部では比較的狭いエリアにおいて多くの個別アセスが実施されました。アセスは、各々の環境配慮を検討するためのプラットフォームとして機能し、アセス総体としてそのエリアの環境保全に寄与しています。

7. 地域や社会の持続可能性に果たす役割

■アセスの持つ機能

- ・アセスは、「市民、行政、専門家、企業それぞれの環境保全に果たす社会的な役割分担」を支え、「持続可能な社会・環境」を目指し、温暖化や廃棄物、生物多様性などすべての環境事象に総合的に対応する技術・社会システムです。
- ・アセスは、環境への影響を回避・低減・緩和することにつながるだけでなく、そのプロセスを通じ、地域や社会の持続可能性に前向き(ポジティブ)な効果を及ぼし得ます。
- ・紹介した事例からも、アセスが地域や社会の持続可能性に果たした下記に示すような役割が窺えます。

■市民の意識を変える

- ・藤前干潟のケースでの野鳥の観察データの活用や海上の森での継続的な里山保全活動などに見られるように、アセスのプロセスにおいて情報交流(情報の提供や説明の聴取など)に参画することで、自らの考える地域や社会の環境像(将来像)の実現を実感することができ、地域や社会の持続可能性に希望をもたらします。

■行政の意識を変える

- ・藤前干潟や愛・地球博の事例では、当初の事業計画が大幅に変更されることとなり、行政サイドでもその結果を真摯に受け止め、環境への取り組みを強化した形で取り組みが進みました。

■環境に対する想いを高める

- ・藤前干潟のラムサール条約登録や海上の森の里山保全活動など、当初の事業計画とは別の枠組みで、その後、行政と市民と専門家が協働して環境活動を行う仕組みが作られ、地域や社会全体の環境意識が高まりました。

■ 社会の仕組みを変える

- ・藤前干潟の事例では、ごみの埋立処分場ができなくなったことでごみ非常事態宣言の発出とごみの分別収集の徹底、埋立処分量の激減へとつながり、持続可能な社会づくりに貢献しました。
- ・愛・地球博の事例では、海上の森の保全活用に関する条例制定や計画策定、拠点施設の整備が行われ、制度的な担保が図られました。

■ 結果として社会にポジティブな効果を与える

- ・市民や行政の意識が変わり、環境に対する想いが高まったことで社会の仕組みも環境重視に変化していきました。これにより、生物多様性条約第10回締約国会議(CBD/COP10)の誘致と会議の成功につながり、その後も愛知県・名古屋市は環境対策や持続可能な地域・社会づくりに積極的に取り組むこととなりました。

コラム 地域や社会へのポジティブな効果として考えられること

- 例えば、事業に伴う電力の供給源として、地域の再生可能エネルギー(風力やバイオマスなど)の活用(支援)を組み込み、温暖化対策や自然共生に寄与し、地域循環共生圏構築に貢献する。
- 例えば、環境対策の一環として積極的にグリーンインフラ(緑地を活用した水循環機能の強化など)を採用し、地域のレジリエンス構築に貢献する。

8. アセスに関わって地域を良くしよう！

■事例を読み解くと楽しいよね！

- ・一見、アセス制度は複雑で難しく、一般的には近寄りがたい雰囲気があります。
- ・しかし、実際のアセスがどのように行われ、アセス図書がどのように作られ、どのように関係者が動き、その結果どうなったかが分かれば、結構、自分の身の回りのことや、地域社会に関係があることがわかります。
- ・アセス図書そのものを読み込むのは大変ですが、アセス事例の解説が提供されることで、個々の事例が持つ背景や果たした役割などを読み解くことにつながります。
- ・アセス図書を手引きに、事例の場所に行ったり、関係した人の話や書かれたものにふれたりすると、アセス図書に書かれた評価や住民意見など、生き生きとした情景が見えてきます。

■アセスはきっかけだよね！

- ・アセスと地域社会との関係が分かれば、アセスが実施される案件に対して、自分の身の回りの環境のこととして捉えられるようになるでしょう。
- ・アセスの案件を知ったときに、積極的に関わることで、事業計画と地域の環境のことを考えるきっかけになります。
- ・また、地域の望ましい環境像を考え、アセスの案件に対してその観点から情報を集め、意見を考えることにより、地域の環境づくりに参加し、貢献することができます。

コラム 事例を読み解くと楽しいよね！

- 年月を経た事例からは、その時のやり方や議論の意義を、その後の社会の変化とあわせて考えることができます。
- 先人が、干潟や里山を守ろうとした考えや、そのための積極的な行動に思いをはせることができます。

■ 自分でもできそうだよね！

- ・アセスは、意見があれば、どこに住んでいても、どんな立場の人でも意見が出せます。自分の考えを率直に伝える機会となります。
- ・たった1件の意見でも、それが環境保全の上で大切なことならば、事業計画に大きな影響を与えることもありえます。
- ・アセスの案件に出会ったら、積極的に取り組んで経験値を上げていくことで、さらに内容の理解としっかりした意見の形成につながっていくでしょう。
- ・一人で悩まずに関心を持つ人が集まって意見を交流することにより地域の望ましい将来像の共有につながっていきます。

■ 社会を変えられるかもね！

- ・藤前干潟や愛・地球博の事例で見られたように、アセスのプロセスを通じて、事業者、行政、市民、専門家の間の情報交流が進み、行政の取り組みや制度が動くことにつながることが分かります。
- ・アセスに関わる中で、地域の望ましい環境像を考え、関係者間で真摯なやり取りをすることにより、持続可能な社会づくりの取り組みの後押しができるでしょう。
- ・また、アセスは「学びの機会」となります。地域を担う人材を育てることにつながります。

コラム アセスはきっかけだよね！

■「○か×」「賛成か反対」ではなく、どうすればより良い環境保全になるかを考える糸口にしましょう。

■大量に集積される地域の環境に関する情報は、地域を良く知るきっかけになります。

2020年3月ver. 1.00

発行 環境アセスメント学会

<http://www.jsia.net>